

## 第6回「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」議事概要

### 1. 委員の出欠

全員出席

### 2. 概要

#### < 議事について >

新井表示・規格課長より資料2、参考資料について説明

中村委員：文章がわかりにくいところがある。1ページ第5段落4行目にある「欠缺」という言葉は一般的ではないと思う。「欠陥」と改めてはどうか。

2ページの . 1 . ( 1 ) 第3段落2行目にある「真正性」という言葉も見慣れないと思う。別の言い方に改めてはどうか。

また、4ページ第5段落2行目に「原料原産地の表示が義務付けられている加工食品の原材料への該当の判断等」とあるが、意味がわかりにくい。

座長：「欠缺」は、「欠陥」にし、「真正性」は「正確さ」という表現に改めてはどうか。

また、4ページ第5段落1行目の「個別の品質表示基準との記載方法との調整」という表現もわかりにくいので、「個別の品質表示基準との記載方法の調整」に改めてはどうか。

新井表示・規格課長：中村委員からご指摘のあった点についてだが、加工食品の原材料を販売する際には、原料原産地表示が義務付けられている20食品群等に使用されるかどうかを判断していただき、使用される可能性がある場合や、絶対に使用されないと確証が持てない場合には、原産地を表示していただくこととなる。ご指摘のあった記述は、「原料原産地の表示が義務付けられている加工食品の原材料に該当するかどうかの判断基準等」と改めたい。

滑川委員：米については、生鮮食品品質表示基準とは別に個別の品質表示基準があるが、業者間取引における米についてはどのような扱いとなるのか。

座長：第1回目の検討会では、ミートホープ社の問題を踏まえて食肉加工品について議論をし、そこから対象を全加工食品に広げ、加工食品の原材料名の表示を義務付けることとなった。米は原産地の偽装が行われており、消費者の関心も高い問題と思われるが、どのように対処するのか。

新井表示・規格課長：米の加工食品は、加工食品品質表示基準の対象であり、業者間取引での表示が義務付けられる。玄米及び精米については、流通実態が他の食品と異なることから、生鮮食品品質表示基準とは別に個別の品質表示基準があり、本検討会とは別に早急に整理したい。

座長：米の原産地偽装は多く行われており、関係者の意見を踏まえて検討していただきたい。

山根委員：4ページ第4段落で「事業者は、規格書等表示の根拠となる書類の整理及び保存に努めなければならない」とあるが、保存期間については言及されていない。これまでの検討会においても、この点についてはしっかりとした議論はできていない。製品ごとに流通の特徴があると思われるが、保存期間はこれから製品ごとに検討を進めるのか。また、ガイドラインや手引きを作成するなど、考慮していただきたい。

新井表示・規格課長：食品衛生法施行条例においては、「事業者に対して、販売食品等に係る仕入元、製造又は加工等に関する情報、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。」と規定されており、努力義務とされている。米の場合は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律において、米穀の種類別の出荷数量又は販売数量の記録を3年間保持しなければならないとされている。また、法人税法においては、伝票は7年の保存義務がある。このような他法令での実例、流通実態及び業者の負担を考慮して取り決めたいが、まず業者に規格書等の保存・整理をしていただくことが基本と考える。製品が消費される期間等を考慮して、取り決めを検討したい。

座長代理：記録の保存についてとりまとめに入れていただけて良かった。記録の保存期間は重要だが、製品の流通量や流通期間により異なるものだと考える。保存期間について検討した上でとりまとめに記載していただくか、できなければ何らかの形で業者に伝えていただきたい。例えば、EUの一般食品法ではガイドラインにおいて、正確な保存期間は記憶していないものの、保存期間を定めて事業者に提示している。このような例を参考にして検討していただきたい。

新井表示・規格課長：EUについては、座長代理のご指摘のとおり、書類の保存期間はガイドラインで賞味期限のないものについては5年間、賞味期限又は消費期限があるものについては、賞味期限又は消費期限に加えて6ヶ月間とされている。また、米国は現在、魚介類の原産国表示を義務付けており、来年から追加的に適用される生

鮮農産物の原産地表示について、対象となる品目に係る全ての業者に対して、取引の記録を1年乃至2年間保存する方向で議論している。これらを参考にして、業者が何をすれば良いかわかるように示したい。

土屋委員：3ページ第4段落1行目に「併せて、加工用に仕向けられる生鮮食品についても、原料供給者間の取引については生鮮食品品質表示基準第3条に規定する事項（名称、原産地）を義務付けることとする」とある。現在でも、生鮮食品は外食とインスタ加工向けを除いて名称と原産地の表示が義務付けられているが、加工用に仕向けられる生鮮食品の範囲を教えてください。

新井表示・規格課長：加工・包装されて消費者に販売される製品の原材料となる生鮮食品について表示が義務付けされることとなる。明確に義務対象がわかるように、加工食品品質表示基準に合わせて生鮮食品品質表示基準を見直し、整合性を取りたい。

座長：「加工用」は一般的な用語であり、外食向け等にも該当することがある。「加工食品に仕向けられる」と改めてはどうか。

土屋委員：外食について、ホテルやレストラン等に食肉関係業者が商品を卸す際は、製品の量や発注の頻度、輸送距離によって包装が異なる。外食向けの表示は義務付けされていないと思っているが、この点について意見を聞きたい。

座長：外食についてはガイドラインがあり、できる限り表示が求められている。

新井表示・規格課長：外食向けについては、今回の義務付けの対象ではない。

天明委員：3ページ第1段落に、品質表示の適用を業者間に拡大するに当たっては、実行可能性が高く事業者の追加的な負担も少ない制度とすべき旨の記述があるが、食品企業に意見を聞いて、過度な負担とならないようにしていただきたい。業者間取引の範囲を明確にするなど、わかりやすいガイドライン等、正確な情報を提示していただきたい。

4ページ「(3) 実施に向けての留意事項」で、品質表示基準の改正には一定の期間が必要であるものの、できるだけ早急の実施に移したい旨の記述がある。消費者の信頼のために必要なことだと思われるが、全ての加工食品業者に係ることであり、JAS法を知らない中小企業や、業者間取引を専門にしている業者に正確に情報を伝えないと実行性が担保できないと危惧する。十分な周知期間を設けていただきたい。

なお、要望ではあるが、JAS法で業者間取引の表示を義務化するにあたって、厚生労働省や経済産業省と連携して、食品衛生法、計量法でも義務化されている事項をわかりやすくハンドブックにまとめるなどしていただきたい。一つのハンドブックを見れば、業者間取引の義務表示事項が全てわかるようにしていただきたい。

新井表示・規格課長：全ての加工食品業者への制度の周知や、JAS法に馴染みのない業者間取引専門の業者等の存在は重く受け止めている。地方農政局主催の業者間取引に関する説明会や、業界団体向けの説明会の日程が決定次第、順次プレスリリースで公表する。

ガイドブックは重要だと思う。予算が確保できたらできる限り詳しくて見やすいものを作成したいが、まずは制度の仕組みを知っていただくことが重要である。

座長代理：3ページ第6段落5行目及び第8段落3行目、4ページ第1段落1行目及び第2段落3行目に、「表示の根拠として認める」と「表示の根拠とする」という表現があるが、これでは表示そのものとして認めるのか、表示の根拠としてのみ認めるのかがわからない。

新井表示・規格課長：ご指摘いただいた表現は、全て「表示の根拠」を「表示」に改めたい。

座長代理：4ページ第2段落1行目に「規格書を作成していない事業者にあっては、原材料名を容器・包装、送り状等に記載するか」とあるが、3ページ第6段落2行目に、容器・包装、送り状等に加えて規格書への記載も表示として認める旨の記述がある。記載媒体は容器・包装、送り状が基本であり、それがない時に規格書も認めるとのことなので、この記述は必要ない。

また、4ページ第4段落で「規格書等表示の根拠となる書類の整理及び保存に努めなければならない」とあるが、容器は保存できないので、「規格書等」を「送り状、規格書等」とすべきである。

横田委員：表示媒体が容器であった際に、容器は使用後に廃棄されると考えられるが、そのような場合は保存はどうしたら良いか。

新井表示・規格課長：容器・包装を何年も保存するのは難しいと考える。食品衛生法では記録の保存が義務付けされており、例えば東京都の条例では、賞味期限、商品の流通実態等を考慮して保存に努めることとしている。これに倣って保存期間を決めることになると思う。

横田委員：実情では、通い容器とは異なる、2～3回再利用できる容器などもあり、このようなものは保存が難しいと考える。

新井表示・規格課長：繰り返し使える容器については、業界団体を通じてどのようなものがあるか実態を聞いている。これを踏まえて、省

内関係各課にも手伝っていただき、Q & A で具体的な取り扱いを示したい。

座長代理：例えばタンクローリーでの輸送では、伝票や送り状が例外なく付けられ、書面で保存できると考えるが、例外があれば措置が必要である。

横田委員：送り状や規格書があるなら問題ないが、容器・包装のみに直接表示されている場合は、保存が難しいと思う。この点を担保しなければならない。

五味委員：容器・包装の表示を裏付ける書類を保存するなど、容器・包装そのものを保存しなくてもよい方法があると考えられる。この点を整理していただきたい。

新井表示・規格課長：できるだけ業者に負担をかけず、かつ他法令と整合性を取れたものにしたい。JAS法では送り状や規格書等、食品衛生法より広い範囲の記録媒体を認めることとなるので、保存期間や方法についても食品衛生法より広がりがあるべきである。様々な点を考慮して、具体的な保存方法を考えたい。ただし、食品衛生法に関する東京都の条例では、「合理的期間」の保存としており、保存期間を個々の商品別に決められないことはご理解いただきたい。

座長：記録の保存期間や方法については、ガイドラインや説明会で補足していただきたい。

大木委員：5 ページ第 1 段落 に「違反の事実を公表して一般消費者に知らせることも商品選択の手がかりを与える有効な手段」とあるが、公表することに意義があると感じる。しかし、マスコミが違反の事実を報道しないと、多くの消費者はわからないままであり、商品選択を誤ることも考えられる。違反の事実が消費者にわかりやすくなるようにしていただけないか。

新井表示・規格課長：品質表示基準の違反に対してマスコミの関心は高くなってきているが、報道されなくても行政は地道に情報提供を行っている。農林水産省のプレスリリースで指示・公表を行うが、できるだけ詳細に記述するよう心掛けている。消費者だけでなく、業者に対してもなぜ違反なのかわかりやすいようにしている。マスコミで報道されるものとそうでないものがあるが、今後もプレスリリースでお知らせすることを心掛ける。

大木委員：消費者が違反の事実を知る手段は新聞記事が主であり、マスコミと協力体制があってもよいのではないか。

座長：全ての違反の事実をマスコミが報道するのは難しいが、マスコミ

関係者の方にも意を汲んでいただきたい。また、行政もHPの構造をわかりやすくするなどしていただきたい。

新井表示・規格課長：農林水産省のHPは今秋に刷新されており、トップページにある「食品表示とJAS規格」という項目から公表ページへアクセスしていただきたい。

土谷委員：現状では販売されている商品に対して抜き打ちでのDNA検査が行われているが、検査結果が表示と異なった場合に、意図した偽装によるものなのか、ケアレスミスやコンタミネーションによるものなのかを判断できるようにしていただきたい。

新井表示・規格課長：DNA検査は監視や立入検査に入る端緒の一つであり、検査結果に異常が見られれば必ず業者に立入検査をしている。牛肉を100点買い上げて調査をした際は、最も精度の高いDNA分析方法により、一つの商品に対してコンタミネーションも考慮して9回の検査を行った。検査結果に異常があれば、製造工程上コンタミネーションが起こるのか、どのような形で起こったのかを調査する。コンタミネーションは指示・公表の対象としていない。

中村委員：6ページ . 2 . 最終段落に、JAS法の監視に携わる職員の守秘義務を徹底させることが重要である旨の記述があるが、曖昧な表現であり、守秘義務に対する認識を共有すべきである。JAS法の監視に携わる職員は企業のノウハウに近づくこととなるが、どこまでが守秘義務になるのかが曖昧である。企業の不正の手法に関することは公表し、他企業の参考や消費者の利益へ繋げられないか。

新井表示・規格課長：調査中の案件については、全て公表しないこととしている。調査の結果、指示・公表の対象となれば、プレスリリースで公表する。指示・公表の対象とならないものの情報は公表すべきではない。これは企業寄りの考えではなく、JAS法の運営上必要となる考えである。

11月中旬に、国や地方の職員を集めて説明会を行う予定である。調査後に調査員から情報が漏れることもあるので、行政として守るべきこととして守秘義務についてとりまとめたい。調査員は製造工程や商品のデータを目にすることもあるので、慎重に行っていきたい。

座長：企業のコンプライアンスについて、トップがその意味を理解していなければならない。嫌々行っているのは、また違反を犯すこととなる。

天明委員：ミートホープ社を含めてだが、不正行為であると承知の上で偽装をする業者に対しては、今回の義務化だけでなくコンプライア

ンスを重視する体制にしなければならない。食品業界全体のレベルアップのためにも、業者自身で規範を整え守れる形にする必要がある。各業界団体の協力も必要である。

座長：団体に所属しない業者も理解できるようにしていただきたい。

大木委員：業者間取引の表示の義務化は、消費者が直接目にするわけではないが、食の安心に繋がると思う。ミートホープ社のような事件が起こるまで、業者間取引のことは全く知らなかったので、一步前進できたと感じる。これを機会に、消費者は業者に対して原材料の安全確保を期待する。また、監視の目をより光らせようと思う。

座長代理：守秘義務については、個人と組織とで分けて考える必要がある。個人の守秘義務については、「職務上知り得た内容については守秘義務を課す」という表現が一般的かと思う。特に時期を限定せず、守秘義務を徹底していただきたい。また、組織としては、違反の事実の迅速な公表も必要である。

座長：職員個人が守秘義務を守るのは当然である。また、調査の過程で知り得た企業のノウハウや不正に関する手法を公開するかどうかは行政が慎重に判断しなければならないが、とりまとめでは記述すべきではない。

新井表示・規格課長：いただいたご指摘を踏まえて、守秘義務についてとりまとめの本文を次のように改める。「また、JAS法に基づく監視により、不適正な表示が明らかになった場合は、是正の指示・公表を迅速に行うことは当然であるが、厳格な秘密保持を要する企業のノウハウ等に接する機会も増えることから、JAS法の監視に携わる国及び地方公共団体の職員が職務上知り得た事実についての守秘義務を徹底する必要がある」。

土谷委員：表示の根拠となる書類は電子化されているものが多いと考えるが、その点については言及しないのか。

新井表示・規格課長：Q & Aで対処させていただきたい。当然、電子媒体で保存していただいて構わないが、行政が調査に入った際は書面で提示していただきたい。

座長：それでは、本日ご議論いただいた点を踏まえて文章を改めたものを最終的なとりまとめとする。

（各委員 了）

木下表示・規格課補佐より資料3について説明

座長：最終的なとりまとめについてパブリック・コメントを実施し、い

ただいた意見を踏まえて品質表示基準の改正案を事務局にて作成する。今後、第7回検討会を開催し、そこで品質表示基準の改正案に対してご議論いただきたい。

他にご意見はないか。

山根委員：食品表示110番の通報が増加しているとの説明があったが、内部告発がほとんどだと聞いている。110番通報のマニュアルや連絡会議、機能本部において、公益通報者の保護についての議論は行うのか。

新井表示・規格課長：110番通報はいろいろな方から寄せられるが、通報者が公益通報者保護法の対象となるか確認している。保護対象者への対応方針は決まっており、110番マニュアルにも記載されている。通報を受けた段階で法律に則り対処している。元従業員は保護の対象外だが、このような方からの110番通報は多く、支障がないように運営するとマニュアルに記載されている。

座長：今回のとりまとめを踏まえた新しい制度については、いつから実施されるのか。

新井表示・規格課長：明日11月1日からとりまとめについてパブリック・コメントを実施する。品質表示基準はTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）の強制規格に該当するので、パブリック・コメントと同時にWTO通報の手続きを行い、通報から2ヶ月間、各国からのコメントを受け付ける。このような諸手続きを踏まなければならないが、一刻も早く消費者への食品表示に対する信頼回復を図る観点から、可能な限り前倒しをして改正作業を行い、来年度当初からの施行を目指したいと考えている。

また、天明委員からご意見があったように、食品業者への周知の徹底を図りたい。業者間取引に関する説明会の日程については、明日プレスリリースする予定であり、食品衛生法を所管する厚生労働省などとも連携して幅広い業者に情報提供できるよう説明会を行いたい。

座長：これで閉会とする。

（以上）